

社会人の受け入れを促進するための主な制度について

	履修証明制度	科目等履修生制度	長期履修制度	夜間開講	修業年限の短縮
対象者	○当該大学の学生以外の者 (学校教育法第105条)	○当該大学の学生以外の者 (大学設置基準第31条)	○希望する旨を申し出た学生 (大学設置基準第30条の2)	—	○主として実務の経験を有する者 (専門職大学院設置基準第3条)
要件等	○特別の課程の編成にあたっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。 ○総時間数は120時間以上 ○講習又は授業の方法は設置基準に定めるところによる。 (学校教育法施行規則第164条)	○一又は複数の授業科目を履修する者(科目等履修生)に対し、単位を与えることができる。 (大学設置基準第31条)	○学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たとき計画的な履修を認めることができる。 (大学設置基準第30条の2)	○教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。 (大学院設置基準第14条)	○標準修業年限が二年の課程にあつては一年以上二年未満の期間とすることができる。ただし、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。 (専門職大学院設置基準第3条)
修了後の措置等	○修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。 (学校教育法第105条)	○一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。 (大学設置基準第27条)	—	—	—
既修得単位等の認定制度	—	○教育上有益と認めるときは、入学前の科目等履修生として修得した単位について、既習得単位認定が可能 ○修了要件単位数の二分の一を上限 (専門職大学院設置基準第14条)	—	—	—